

開 会

事務局 それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから社会資本整備審議会の第3回都市計画・歴史的風土分科会、それから、第7回都市計画部会、更に第9回歴史的風土部会、3つの会議の合同会議を開催させていただきます。

議 事

(1) 都市計画・歴史的風土分科会

事務局 まず、最初に、第3回都市計画・歴史的風土分科会を始めたいと思います。まず、委員の異動がございましたので、御報告をさせていただきます。

去る2月27日付で委員の改選が行われまして、その際、高階委員、寺尾委員が任期満了で御退任をされました。新たに井出委員、上村委員、小浦委員、三井委員が就任され、そのほか10名の委員は再任されているという状況でございます。

なお、松原委員は、これより先平成16年12月9日をもって任期満了ということで退任されております。

それから、今般、臨時委員として大橋委員、岸井委員、小出委員、佐々木委員、高橋委員、中井委員、中村委員、松尾委員、宮城委員が就任されております。新しく就任され、出席されている方の御紹介は、後ほどさせていただきますと思います。

現在、出席いただきました委員及び臨時委員は現在35名中22名ということで、定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

分科会長の互選、会長代理の指名

事務局 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、委員の改選がございましたので、社会資本整備審議会令の規程によりまして、分科会長の互選と分科会長代理の指名をお願いしたいと存じます。

まず、分科会長は互選ということでございますが、どなたか御推薦をお願いしたいと思います。

A委員 私といたしましては、幅広い分野に高い御見識をお持ちで、これまでも都市計画部会長代理でいらっしゃる黒川委員に、是非、会長をお願いしてはいかがでしょうかと、このように思いますので、御提案申し上げます。

事務局 ただいま、黒川委員を分科会長にという御推薦がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

事務局 それでは、黒川委員に分科会長をお願いしたいと思います。黒川委員、分科会長席の方へお移りいただけますでしょうか。

〔黒川委員、分科会長席へ〕

事務局 それでは、黒川分科会長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

分科会長 ただいま、皆さんの推薦で分科会長を務めることになりました黒川でございます。

今からの都市問題いろいろ複雑な問題がありますので、私としては分科会長の使命を一層努力してやりたいと思いますが、皆さんの御協力の方もよろしくお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

それでは、これから先の進行は黒川分科会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

分科会長 それでは、早速でございますが、会長代理の指名をさせていただきたいと思います。会長代理としては、越澤委員にお願いしたいと思います。越澤委員、よろしくお願いいたします。

分科会長代理 会長代理に御指名いただきました越澤でございます。若輩でございますが、是非よろしく御指導のほどお願いいたします。

諮問について

分科会長 それでは、次の議事に移ります。本日は、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対しまして、新たな諮問があると伺っておりますので、諮問をお受けしたいと思っております。

では、岩井副大臣よろしくお願いいたします。

岩井副大臣 〔諮問書朗読〕

よろしく御審議のほど、お願い申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

〔岩井副大臣から黒川分科会長へ諮問書手交〕

分科会長 それでは、ここで国土交通省岩井副大臣にごあいさつをいただきたいと思っております。岩井副大臣、よろしくお願いいたします。

岩井副大臣 今日は、皆さん方、大変御多忙のところをこうやって御参集賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日ごろ格別の御指導を賜りまして、この場を借りて厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、御案内のとおりでございますけれども、我が国では 2006 年をピークにいたしまして、人口が減少局面に突入してまいります。と同時に、より一層の少子高齢化が進むものと予測されておるわけでございます。そういうことで、我が国の都市というものは、今後人口減少を伴いつつ、かつ、空洞化が進む市街地縮小の時代を迎えるものと考えられております。都市の拡大を前提としてきました今までの都市計画制度をこの際見直しまして、コンパクトで持続可能な都市を実現するとともに、緑とオープンスペースの豊かな都市環境というものを実現する。そのための新しい都市計画制度が早急に必要になってきておるのではないかと思うわけでございます。

こうしたことから、ただいま新しい時代の都市計画はいかにあるべきかという諮問をさせていただきます。御審議を賜りますよう、お願い申し上げたところでございます。

また、特に緊急を要する課題といたしまして、これも皆さん御存じのとおりでございますが、中心市街地の問題がございます。中心市街地につきましては従来、平成10年に制定されました、いわゆるまちづくり三法を中心にいたしまして、省庁横断的な支援策を講じてきているところでございますけれども、なかなか難しい問題が横たわっております。中心市街地の衰退には、なかなか歯止めが掛からない状態にあるわけでございます。

また、高齢化社会を迎えまして、歩いて暮らせるまちづくりというものがいろいろ言われておりますし、また、社会資本ストックの有効活用ということもいろいろと言われておるわけでございます。そういった観点に立ちまして、中心市街地の再生を図るための効果的な施策を何とか知恵を出して確立していく必要があるのではないかと。本年4月に成立いたしました都市再生特別措置法等の一部改正の国会審議におきましても、まちづくり三法等の適切な見直しの必要性について早急に検討することという附帯決議がついておるわけでございます。そういうことで、中心市街地の再生対策につきましては、私どもといたしまして、他の課題に先行して緊急に御審議をいただく必要があるのかなと思っております、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

更に、古都保全行政の理念の全国展開というものもいろいろ言われておるわけでございまして、こういったことにつきましても、引き続き御審議をよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

終わりになりますけれども、委員の皆様方のこれまでの御指導・御支援に重ねて御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

分科会長 どうもありがとうございました。

岩井副大臣におかれましては、所用のためここで中座されます。お忙しい中、出席いただきましてありがとうございました。

岩井副大臣 ひとつ皆さん、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

〔岩井副大臣退室〕

分科会長 それでは、本日は、委員改選後最初の分科会でございますので、審議に先立ちまして、新たに委員及び臨時委員に就任され、本日御出席の方々を御紹介申し上げます。事務局より、よろしくお願ひします。

事務局 それでは、まず、委員でございますが、あいうえお順で、井出多加子委員でいらっしやいます。

小浦久子委員でいらっしやいます。

三井康壽委員でいらっしやいます。

続きまして、臨時委員でございますが、大橋洋一委員でございます。

岸井隆幸委員でいらっしやいます。

小出治委員でいらっしやいます。

佐々木誠造委員でいらっしやいます。

高橋光壽委員でいらっしやいます。

中村裕委員でございます。

宮城俊作委員でございます。

分科会長 それでは、分科会におかれる部会に属すべき委員につきましては、社会資本審議会令によりまして、当該分科会に属する委員のうちから分科会長が指名することになっております。今回再任されました委員につきましては、既に事務局より委員の御希望をお聞きしているとのことですので、御希望の部会を指名させていただきます。

上村委員は、都市計画部会及び歴史的風土部会に、井出委員、小浦委員、三井委員は、都市計画部会に所属していただきたいと思います。

また、今回新たに就任されました臨時委員の方につきましては、都市計画部会に所属していただきたいと思います。

それでは、事務局より各部会に属する委員等の名簿を配付していただきたいと思います。

〔委員名簿配付〕

分科会長 なお、正式な指名通知書につきましては、後日、事務局より郵送させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入りたいと思います。先ほど副大臣から諮問されました新しい時代の都市計画はいかにあるべきかにつきましては、社会資本整備審議会の会長から当分科会に付託されておりますことを御報告いたします。また、本件につきましては、都市計画部会に付託して審議することといたしたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、諮問事項説明の前に、資料の確認をいただきます。お手元に議事次第の次に資料一覧ということで、資料1から資料7、資料4は1と2、資料5は1から3までということで、都合6種類の資料をお配りさせていただいておりますので、御確認を願いたいと思います。もし過不足等ございましたら、お申出いただきたいと思います。

それから、御発言でございますが、目の前にございますマイクでございますけれども、右側のスイッチを押していただいて、マイクをオンにして御発言をいただきたいと思います。その後、もう一度押してスイッチを切っていただくという使い方でございます。

それでは、諮問事項の説明は都市計画課長の方から行いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 お手元の資料3でございますが、1枚おめくりいただきまして、ここに諮問事項と諮問の趣旨が書かれてあります。諮問事項は先ほどありましたとおり、新しい時代の都市計画はいかにあるべきかということでございます。

諮問の趣旨でございますが、平成13年7月に当審議会に諮問させていただきました「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」という諮問に対して、一昨年12月に当審議会より答申をいただきまして、都市再生ビジョンが作成されたところでございます。同ビジョンにおきましては、5つの政策の基本的な方向が示されております。

1つ目は、持続可能、サステナブルな都市の構築。2つ目は、国際競争力の高い世界都市・個性と活力あふれる地方都市の再生。3つ目は、都市美空間の創造。4つ目は、安全・安心な都市の構築。5つ目が、官民協働による都市の総合マネジメント。こういった課題が示されているところでございます。

その後、これらの課題につきましては、昨年の都市再生特別措置法等の一部改正により「まちづくり交付金」の創設、それから、同じく昨年「景観緑三法」が制定されました。更に、本年にも都市再生特別措置法等の一部改正がございました。これらによりまして、順次制度的な対応が図られてきたところでございますが、残された課題は、数多くございます。そのうち以下の5点については、都市計画の基本的な在り方に係る課題として、その具体的な制度化に向けて検討を行う必要があると考えております。

その5つでございますが、1つ目は、先ほど副大臣からも御紹介がございましたが、非常に大きな都市計画の根本的な課題と考えておりますが、人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組みでございます。2つ目は、中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策についてでございます。3つ目は、持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策。4つ目は、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策。5つ目は、歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりの在り方、以上5点でございます。これらの具体的内容につきましては、この後引き続き都市計画部会におきまして、もう少し細かく御説明したいと考えております。

以上が、諮問の趣旨でございます。

分科会長 どうもありがとうございました。

今、事務局からありましたように、もう少し詳しいものは都市計画部会で御説明いただくということですが、この段階で分科会全体としてですが、何か御質問・御意見等がありましたら、どなたからでも結構でございますので、御発言いただきたいと思っております。どなたかございますか。特に、歴史的風土分科会の方々は都市計画部会になってしまうと、余り意見が言えなくなりますので、もし、ありましたらどうぞ。特によろしゅうございますか。

それでは、この分科会としては御意見もないようですので、この案件についてはこの程度とさせていただきます。

それでは、本件につきましては、今後は都市計画部会において審議を行いたいと思っております。

以上をもちまして、特に委員の方から御意見がなければですが、都市計画・歴史的風土分科会を終了させていただきます。特に委員の方から御発言はありますか、ありませんか。

では、これで全体の分科会を終了させていただきます。

事務局 分科会長、どうもありがとうございました。

(2) 都市計画部会

事務局 それでは、引き続きまして、第7回都市計画部会を開催させていただきます。

本日、御出席いただきました部会の委員及び臨時委員がいらっしゃいますが、23名中16名ということで定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

部会長の互選、部会長代理の指名

まず、最初の議事でございますが、委員の改選がございましたので、部会長の互選と部会長代理の指名ということをお願いしたいと思っております。

委員の皆様の中から部会長を互選していただきたいと思っておりますが、御推薦をどなたかお願いいたします。

B委員 都市計画部会の部会長についてですけれども、都市計画に造詣が深く、それから、次世代参加型まちづくり方策小委員会の委員長でいらっしゃいました小林委員に部会長をお願いしてはいかがかと存じますので、御提案を申し上げます。

事務局 ただいま小林委員を部会長にという御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

事務局 それでは、小林委員に部会長をお願いしたいと思っております。

それでは、部会長席の方へお移りいただけますでしょうか。

〔小林委員、部会長席へ〕

事務局 それでは、これからの議事進行を部会長をお願いいたします。

部会長 部会長に指名されました小林でございます。

先ほど、かなり幅広く諮問をいただきましたが、とりあえず中心市街地の問題が大きな課題だと言われてございます。その辺から、部会としていろいろ議論させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

早速、私の仕事でございますが、部会長代理の指名をさせていただきたいと思っております。部会長代理は、本日御欠席ではございますが、西谷委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

今後の検討方向について

それでは、次の議事に移らせていただきたいと思っております。先ほど都市計画部会に付託されました諮問事項につきまして、今後の検討の方向について、事務局から更に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、都市計画部会における今後の検討の方向につきまして、資料4-1と資料4-2に沿って御説明いたします。

まず、資料4-1の1ページ目の「1.都市計画部会における検討内容」でございます。上段に書かれておりますのは、先ほど諮問の趣旨で御説明いたしましたので省略させていただきます。

下段から、それぞれの検討項目について細かく御説明いたします。

まず、四角で囲まれた でございますが「人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組みについて」でございます。先ほど副大臣の方からも御紹介がございましたが、来年2006年をピークとして我が国の人口が減少局面に突入すると。更に、より一層少子高齢化が進行していくということで、現在の都市計画制度は人口増加に伴う都市の成長を前提とした原則開発許容型であったのではないかと。その矛盾が顕在化して

いるのではないかという認識のもとに、その根本的な見直しが求められていると考えております。すなわち、先ほど御紹介いたしました都市再生ビジョンにおきまして、人口減少を伴いつつ空洞化が進む市街地縮小の時代をこれから迎えるというように答申がございまして、そういった時代の中で限られた財政的・人的資源の下、質の高い都市サービスを効率的に提供していくためには、現在の拡散型の都市構造に歯止めを掛け、コンパクトで緑とオープンスペースの豊かな都市構造を実現する必要がある。そのための新しい都市計画制度を早期に構築することが求められていると考えております。

このため、先ほど申しました人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組みについて、更に住民参加の充実や地方分権といった観点も含めて、広範に検討を行う必要があると考えております。

2 ページ目の でございますが「中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策について」でございます。

現行の都市計画制度の課題が最も先鋭に表れているのは、中心市街地の衰退の問題であると考えております。現在、全国の地方都市において、居住人口の郊外化や行政・医療・福祉などの都市機能の拡散、大規模商業施設の郊外立地などを要因といたしまして、中心市街地の衰退は極めて深刻な状況にあると考えております。その再生を図るための都市計画制度の見直しが喫緊の課題となっていると思っております。このため、中心市街地の再生を図るための施策について、早急に検討を行う必要があると考えております。

次に「持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策について」でございます。先ほど申しましたとおり、市街地縮小の時代を迎えるということで、そういった時代における街路、都市公園、下水道などの都市・生活インフラについては、これから環境保全上の制約や財政的な制約が高まるのではないかと。その中で、持続可能な都市を構築するための適切な整備や管理の在り方が問われていると認識しております。

一方、社会資本整備審議会交通政策審議会計画部会において、基本問題小委員会が設置されて、現行の社会資本整備重点計画を、更に平成 20 年度を初年度とする次期重点計画に移行するための作業が始まったところでございます。そこにおきまして、人口減少社会や地球温暖化といった課題が提示されているところでございますので、当都市計画部会におきまして、先ほどの基本問題小委員会の検討状況を踏まえまして、持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策について、検討を行う必要があると考えております。

でございますが「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策について」でございます。近年、災害が多発する傾向にあり、特に昨年度は、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などの大地震が相次いで発生して、更に、台風が数多く上陸して風水害が非常に多かったと。また、東海地震などに加えて、首都直下地震の被害想定も今年公表されたということで、改めて密集市街地における防災性の向上や都市の浸水対策などの災害に強いまちづくりが求められているところでございます。

また、治安という面につきましても、近年、昭和時代と比較しまして犯罪発生が倍増していると。一方で、検挙率が低下傾向にあるということで、犯罪に強いまちづくりについても、国民の関心が高まっているところでございます。

このため、安全で安心して暮らせるまちづくりの在り方について、ハード・ソフト両面から検討を行う必要があると考えております。

でございますが、「歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方について」でございます。今年6月1日に景観法が全面施行されましたが、これを契機といたしまして、いろいろ地域で景観形成についての取り組みがなされております。その中で、やはり景観というと地域固有の資源である歴史的な風土を活用するという動きが活発になっております。この点に関しまして、別途、一昨年4月に「今後の古都行政のあり方はいかにあるべきか」との諮問がなされておまして、今後、古都保存行政の理念の全国展開について、歴史的風土部会におかれまして小委員会を設置し、議論を行うこととされているところでございます。

このため、都市計画部会においては、歴史的風土部会における検討の進捗状況を踏まえ、歴史的風土を活用したまちづくりの在り方について、都市計画制度の在り方の観点から検討を行う必要があると考えております。

ここで、ちょっとこちらを離れていただきまして、資料4-2「参考資料」で先ほどの説明を補足したいと思います。資料4-2の1ページ目からでございますが、最初の課題の人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組みについての資料でございます。1ページは、よく御案内の資料かと思っておりますが、左の図はこれからの人口推計でございまして、人口問題研究所の推計値で、どんどん下がっていくという推計でございます。

右の図は、高齢者の人口の推計でございまして、欧米各国に比べても非常に高齢者割合が高くなっていくという数字でございます。

2ページ目でございますが、その人口減少を都市圏ごとに見てみますと、茶色でありますように非都市圏というのは人口10万人以上の核都市がない地域でございますが、こういった人口規模が少ないところでは既に人口減少は始まっていると。人口が多いところでも、少ないところから順に人口減少が早く起こっていくという推計がなされております。

3ページでございますが、市街地の拡大と人口密度の低下ということで、棒線がDIDの面積でございますが、これはまだ増えているわけですが、一方で、人口密度はかなり減りつつあるということで、市街地が拡散しているということが読み取れるわけでございます。

4ページ目でございますが、そういったことによりまして、工場跡地がかなり増えているというのが左の図で、右が農地が減り、耕作放棄地が増えているという図でございます。

そういったことを受けて、5ページ目にありますのは、先回の社会資本整備審議会の答申で示された都市再生ビジョンにおきまして、コンパクトシティの理念を打ち出しております。その概念的な絵が、この5ページの絵でございます。

次に6ページでございますが、6ページは先ほど少し触れました住民参加ということで、NPO法人の増加状況について示したものでございます。

次をめぐっていただきまして、7ページ、8ページが地方分権の資料でございまして、7ページは、現在までに行われた地方分権でこのような措置が行われたということでご

ざいます。

8 ページは、更に地方分権推進会議から、まだ意見がいろいろ出ていますという資料でございます。

めくっていただきまして9 ページ以降でございますが、中心市街地の再生を図るための施策についての資料でございます。

9 ページ左の図は、中心市街地における居住人口の減少ということで、中心部でまだ人口が減っていると。街中居住とか最近言われてはおりますが、実態としての数字はまだ中心部の人口は減り続けているという状況でございます。

具体的な例として右にあります。新潟県K市とありますけれども、これは柏崎市でございまして、赤でくくっているのが用途地域でございます。用途地域が一般的に都市内、市街地内というところでございますが、そちらの方の人口は減っているのに対して、郊外で住宅地開発がどんどんなされているということで、用途地域外、従来のには都市と言えないようなところで人口が増加しているという市街地の拡散が見られるというような状況でございます。

10 ページ目ですが、中心市街地における事業所数ですが、左が事業所の推移で、これも中心部では事業所が減っていると。右の方が従業者数の推移でございまして、これも同じような傾向にあるということです。

めくっていただきまして 11 ページですが、今度は公共公益施設についてでございます。公共公益施設も市街地の中心部からどんどん郊外に出ているという実態がございまして、特に、左の図でいきますと、病院や高校、大学が青で描かれているところの郊外部に立地している例が非常に多い。右の図は、年代別に見てみますと、かつては市役所が転出するのが多かったわけですが、1990 年代以降は病院 25 件、病院が郊外に立地するという例が非常に多くなっているということでございます。

12 ページは、大規模小売店の立地でございまして、平成 2 年に旧大店法の規制緩和が行われまして、そのとき増えたわけですが、その後、落ち着きつつあったわけですが、大店法が廃止されて大店立地法になったときに少し減りました。大店立地法がどんな規制になるのか様子見ということがあって、平成 10 年、平成 11 年と駆け込みがあったわけですが、平成 12 年は少し減りました。しかし、大店立地法がそれほど厳しい規制ではないということもあって、その後少し立地が増えている。こういった単発で立地しているのが積み重なってきていると、かつてあったものがずっと積み重なっているわけで、それが郊外に累積しているという状況がございまして。

次をめくっていただきまして 13 ページでございますが、大規模商業施設の立地状況でございます。特に、右下の図をごらんいただきたいと思います。地方圏におきまして、開店時期別の立地状況を見ております。かつて昭和 55 年以前は、赤で描いてあります商業地域、都市の中心部に大型店というのは立地してきたということでございますが、年代を追っていくにつれて、商業地域で大型店が新たに開店するということは余りなくなってきまして、ここで紫ですとか青で示されている工業系の地域といったところで、むしろ大店が立地している。それから、更に、市街化調整区域や非線引きの白地地域といったところでの立地が進んでいるということが見て取れると思います。

その下 14 ページですが、都市郊外部における事例ということで、千葉県茂原市の

例を出しております。これは、千葉県の中央にある都市でございますが、非線引き都市計画区域でございますが、青で囲まれているところは用途地域で、その中心に茂原駅があって、そこに中心市街地活性化計画をつくっておるわけでございますが、実際に平成3年以降に大型店が立地しているのは用途地域の外延部、白地地域のところに立地しているというのが実態でございますが、なかなか中心部に集積機能が進んでいないということでございます。一つには、白地地域は規制が緩いということがあって、こういう状況になっているということでございます。

以上のようなことがありまして、次をめぐっていただきまして15ページでございますが、中心市街地に来街者がどんどん減少していると。歩行者自身、人が歩かなくなっているという実態がございます。

その結果、更に16ページを見ていただきまして、中心部の販売額がどんどん減っていると。右の方にいきまして、売場面積も減っているという状況でございます。

その結果、次をめぐっていただきまして17ページでございますが、中心市街地におきまして、空き家・空き店舗がどんどん増加している。件数と面積を見たものでございます。

それから、18ページは、その結果、中心部に人口が少なくなったとか、直方市の例でございますが、郊外にイオンなどが出店しまして中心機能が衰えていると。その結果、これは直方バスセンターの状況でございますが、右下の写真を見ていただきますと、かつて7路線があったところで、残っている路線はこの宮田役場へいく1路線だけということで、公共交通機能が次第に喪失しているという状況でございます。

次をめぐっていただきまして19ページ以降は、都市・生活インフラの整備の推進方策についての資料でございます。19ページは都市計画街路の整備状況でして、現在のところ53%という状況でございます。

20ページは、都市公園、下水道の普及率で、地域によってばらつきがあるという状況でございます。

次をめぐっていただきまして21ページですが、サステイナブルという観点から現在の課題をまとめたものでございますが、都市交通という観点では左下の図を見ていただきますと、特に地方都市におきまして自動車交通の分担率がまだまだ増えていると。公共交通が次第に低下傾向にあるということでございます。そういった中で、サステイナブルという観点から、右上にありますような歩行者空間の整備をしたり、あるいは公共交通を使いやすくするための交通結節点の改善といった取り組みを現在しているところでございます。

22ページで公園緑地の整備でございますが、現在なかなか緑が守られていないと、緑が喪失している例が横浜の例で挙げられております。それから、緑地水準が外国に比べて低いということで、観光やヒートアイランドの観点から、その保全・創出が必要であるという資料でございます。

23ページは、下水道の資料でございます。下水道については、環境の観点から水質保全のためにいろいろやっておるわけでございますが、左下の図を見ていただきますと、環境基準の達成率、全体では少しずつ上がっているわけでございますが、三大湾、東京湾、伊勢湾、大阪湾とか湖沼といったところでの水質改善というのは、依然として進ん

でないという状況でございます。

それから、右の方にいきまして、下水道というのは処理したらその水を流せるという特質もございますので、そういう良好な水空間の確保といったもののために使われると。そういったサステイナブルな役にも立つということでございます。

それから、あとは、下水道の維持・補修が必要だという資料です。

24 ページは、先ほど申しました基本問題小委員会の検討事項をまとめたものでございます。

駆け足で恐縮です。25 ページ以降は、安全で安心して暮らせるまちづくりの関係の資料でございます。

25 ページは、昨年度の災害による被害状況でございます。このような災害が1年間であったということでございます。

26 ページは、首都直下地震による被害想定が今年2月に発表されました。こういった被害想定データを載せているものでございます。

次をめぐっていただきまして27 ページでございますが、密集市街地の状況ということで、東京都の例を出しております。東京都におきましては重点密集市街地が黒で描かれているところであるわけですが、その整備や、それから、延焼・類焼などを抑えるということで防災環境軸を整備しようという計画で臨んでおりますが、赤で示されたように、まだ未整備であるというところがかかなり多いという状況でございます。

28 ページは、公園・下水道の地震対策でございます。公園による防災公園、避難地になるといった防災公園の整備が重要であるとしてやっております。

それから、下水道については地震時の被害を拡大するということを防ぐためにも、地震対策が必要であると考えております。

それから、29 ページは、雨に強いまちづくりということで、左下にございますように、近年、集中豪雨が増加傾向にあるという中で下水道の役割が非常に増えていると。真ん中の絵にありますように、内水による被害というのは、外水による被害と変わらないほどの大きな被害を与えている。特に、地下街におきましては、そこに水が来るということは人命に直結するという意味で、下水道の役割が非常に重要であると考えております。

それから、30 ページは、刑法犯の認知・検挙件数でございますが、下の棒グラフにありますように、認知件数が近年ウナギ登りで増えていまして、更に、折れ線グラフであります検挙件数は低下傾向にあるという状況でございます。

31 ページをおめぐりいただきまして、歴史的な風土を活用したまちづくりに関する参考資料でございます。31 ページは倉敷市の例ですが、地方公共団体による自主的な実施条例と、従来の都市計画手法でありました美観地区を組み合わせている、公共団体の自主的な取り組みの例でございます。

32 ページは、景観法が昨年成立しまして、その景観法の概要を示したものでございます。

33 ページは、更にイメージ図でございます。

34 ページは、先ほど副大臣からもございましたが、古都法の関係でございます。古都法におきましては、古都という、かつて日本の政治・文化の中心であったというところの歴史的風土を守ろうということで、京都や明日香村の歴史的風土を守っていきこうということになっているわけですが、下にありますように、萩市のように日本の

中心ではなかったかもしれないけれども、非常に歴史的風土が残されているといったところで歴史的風土を守るという観点からどうすべきかということで、全国展開についての検討を歴史的風土部会で行われるという予定であるということでございます。

以上でございます。また資料4-1にお戻りいただきたいと思っております。4ページ目でございますが、「2.小委員会による検討」でございます。先ほど申しましたとおり、中心市街地の再生を図るための都市計画制度の見直しが喫緊の課題となっております。従来、平成10年のいわゆるまちづくり三法を中心に、省庁横断的な対策を講じてきました。更に、その後も平成12年に都市計画法の改正、平成15年には、いわゆるPPGと言われておりますが、都市計画運用指針を作成するという措置を講じてまいりましたが、依然として中心市街地の衰退には歯止めが掛からないということでございますので、これからの超高齢社会における高齢者の生活の自立あるいは都市生活の選択肢の多様性の確保、公共投資の効率化、ストックの有効活用といった観点から、中心市街地の再生を図るための効果的な施策を確立する必要性が高まっていると考えております。

先ほど、副大臣からもございましたとおり、都市再生特別措置法等の一部改正の国会審議におきましても、まちづくり三法等の適切な見直しの必要性について早急に検討することといった附帯決議がなされたところでございます。このため、中心市街地の再生を図るための都市計画制度の見直しについて、他の課題に先行して、1つ目は、広域的な都市機能の規制誘導施策、2つ目は、中心市街地への都市機能の集積誘導施策、3つ目は、その他関連する都市計画制度について、早急に専門的な検討を行う必要があると考えております。

以上を踏まえ、都市計画部会に「中心市街地再生小委員会」を設置し、他の課題に先行して検討を行う必要があると考えております。

次の5ページ目をおめくりいただきたいと思っておりますが、その当面のスケジュールでございますが、今日6月30日に部会を開催しまして、来月にはできれば第1回の再生小委員会を開催したい。その後3回程度小委員会を開催いたしまして、12月ごろには都市計画部会を開催して、第1次答申という形に持っていきたいと考えております。

以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま資料4-1及び資料4-2を使いまして説明いただきました。この内容について、御質問なり御意見をいただければと思っております。どこからでも結構ですので、御意見・御質問があればいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

C臨時委員 今の4ページの……。

部会長 資料4-1ですか。

C臨時委員 ええ。最後の「広域的な都市機能の規制誘導施策」、これは具体的にはどういう内容になりますか。

事務局 現在の都市計画制度の中で用途地域の規制とか開発許可の規制が、必ずしも広域的に都市機能をきちんと中心部に集めるといった規制誘導施策がきちんととられていないと。そういったことを例えば、用途制限ですとか開発許可制度などを見直すことによって、中心部に集める政策がきちんと実現できるように、今のように何もなしで自由に立地できてしまうという制度の見直しということをやっていきなとと考えており

ます。

部会長 よろしいですか。

今の関連なんですけど、広域的な都市機能の規制誘導施策の議論の前に、地方分権の説明がございましたよね。地方分権の議論とこういう広域的な都市機能の規制誘導施策とがどのような関係にあるのか、これは部会で議論すればいいことなんですけれども、その関係について特に事務局で何かお考えはありますか。

事務局 広域的ということ考えたときに、これまで、市町村に権限の多くが移っているということはある意味見直さなければいけない部分もあるのかなと。そういったことも含めて議論していただければと思っていますが。

部会長 事務局では、そういうお考えのようです。この辺は、また部会で議論させていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

D臨時委員 安全で安心して暮らせるまちづくりということで、非常に犯罪の発生の悪さというか、状況の悪化ということで対策するということなんですけど、1つは、犯罪そのものが都市居住あるいは都市生活と非常に密接な関係があって、特に防災などと非常に地域的に関連しているということで、都市構造との関連では是非見ていただきたいということと、もう一つは、まちづくり的なことから言えば、住民参加のようなものを中に入れていきたいということで、特に安全で安心だから特殊な対策だととらえるよりは、むしろ全体の都市の対策の中できちんと位置付けをしていっていただきたいと思います。

部会長 恐らく、都市計画部会に諮問されているということは、ベースにはそういう意図があって、都市計画として全体のまちづくりの中でどう考えるかという諮問だろうと私も受け取っておりますが、特殊な問題として受け取ってはいけないという御意見ですね。そのとおりだと思います。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

E委員 まず質問からさせていただきたいと思います。中心市街地問題を緊急に取り上げたいというお話なんですけれども、中心市街地が地方都市で非常に困っておるということの説明をさっきいただいたんですが、もう少し詳しく分析したものがあろうかというのをお聞きしたいんです。というのは、やはり商店の高齢化、従業員の高齢化の状況とか商品の品ぞろえが少ないとか、それから、郊外地でどんどん安くていいものを売ってくれるという大規模店に対抗できるような力はないとか、いろいろな要因があると思うんです。

それから、都市計画の制度から考えてみると、人口減少により路線商業が逆に非常にうまく機能しなくなっている場合が出て来ている。都市によっては路線商業をもう少し組み換えていかなければいけないように思いますが、用途や容積とかあるいは混合用途といった問題点もあるんじゃないかと思うんです。

まず、その点をどの程度まで分析しておられるかというのをお聞きしたい。

事務局 実は、この社会資本整備審議会の諮問の前に、こちらの方で中心市街地再生のためのアドバイザー会議というものを先行して始めておりまして、これは私的諮問会議なんですけど、その中で、中心市街地の問題がどうなっているかといったことをいろいろと分析させていただいておりまして、もうすぐそのアドバイザー会議の報告を出

させていただこうと。その中で、先ほどの要因、E委員の方から御指摘がありましたところも、まさに、いろいろ絡まってそういう問題が出てきているということも含めて分析しているつもりでございます。そこら辺もまた、小委員会の場で御説明させていただきたいと思っております。

それから、商業地域の中で用途や容積の問題もあるのではないかとということで、今の商業地域というのが必ずしも用途・容積があってないというか、住宅とかをきちんと想定していないような用途・容積になっているんじゃないかということは、別途、規制改革会議でもいろいろ議論していきまして、そういったことも踏まえて、郊外規制がある意味緊急の課題みたいになっているんですが、そこも含めて、こちらの商業地域における用途・容積の問題は並行して検討させていただけたらと思っております。

E委員 資料は、なるべく細かい分析をしていただいたのがあればお願いします。また、路線商業じゃなくても困っている都市もあるんですね。それから、やはり、基本的に言うと、パーキングの少なさが郊外住宅地のある地方都市では致命的に中心市街地の空洞化を進めていっているんじゃないかと気もするんですね。ですから、それも含めて、いろいろ御検討いただいた資料を見せていただきたいなと思います。

それから、臨時委員で青森の市長さんが入っておられますけれども、私どもの研究所でも2年ぐらいコンパクトシティというものを勉強させていただいておりますが、その試みが今どの程度進んでいるのか、考え方とか、コンパクトに人をまとめて、それから、公共投資というか、雪下ろしとか雪かきみたいなことがかなり青森では課題になっておられるようですけれども、なかなか難しい話だと思いますので、相当腰を入れてやっていかないといけないんじゃないかと思えます。

部会長 青森市長さんのお名前が出ましたけれども、何か御発言はございますか。

F臨時委員 ありがとうございます。私どもの方も大変大豪雪なものですから、その必然性からコンパクトシティというのを考え出したというきっかけでございます。それを十数年やりまして、ようやく今緒についてきた。要するに、土地利用計画の都市マスタープランをつくる時に、コンパクトシティという理念を入れてつくったということでございます。その結果として今、中心市街地の活性化につながってきているという状況でございます。資料等ございますので、もし、あれであれば提出させていただいて参考にさせていただきたいと思っておりますが、その中でやはりこれからの問題としては、ここにも出ておりますけれども、白地地域の都市計画区域外の問題とか、それから、非常に土地が広い市域をいただいています。ですから、それにどんどん大型店が出てこられますと、なかなかうまくいかないという悩みがあります。ですから、そういう意味では準都市計画の考え方を入れて、10年間には出されないようにという指定を掛けるとか、そういったようなことも今、政策としてとらせていただいております。そういう形を外からと内側と両面からアプローチしないと、理念はあってもなかなか成功しないということになると思うので、そういう悩みは持っております。いずれ報告させていただきます。

部会長 その辺は、小委員会の方でいろいろ御議論させていただきたいと思えます。

ほかに、御質問・御意見ございますか。

G委員 中心市街地の問題で、広域調整という話があったんですけれども、市町村に分権しているという状況の中で、市町村合併によって今かなりエリアが再編をされてい

ますよね。そういうところと都市計画区域の問題とか、ちょうど移行の間で非常に調整が難しい部分とかがあるし、そういう中でどういうところを中心市街地としていくかということも、かなり動いていく状況があるんじゃないかと思うんです。そういったときに、広域都市計画区域の考え方とか、都市計画区域外の農政との調整をしなければいけないような部分とか、そういった問題を合併で大きくなりつつあるような自治体の範囲の中で、どうとらえていくかというようなことについては、何かこれまでに議論とかあったんでしょうか。

事務局 中心市街地の関係は、小委員会では実は関係する都市計画制度についても議論していただこうと思っておりまして、その中で、特に市町村合併に伴う都市計画区域の問題というのが、実は中心市街地に絡む部分もあるし、絡まない部分もあるんですけども、やはり広域的になっていく市町村の中で、都市計画区域は従来のように線引きと非線引きの中でバラバラになって、なかなか一緒になり切れていないところをどうするかというのは、広域行政をうまく担保するための一つの解決手段として考えれば、中心市街地にも絡むということで、小委員会の中でそういったことについても是非、議論していただきたいと思っております。

部会長 中心市街地問題というのは、非常に議論し出すと幅が広いんですよ。今日は、歴史的風土部会の方々にも御参加いただいておりますけれども、実はそういう中心市街地の歴史的な建物との関係をどうとるかとか、そういう歴史との議論も絡んできたり、さまざまな分野と実はつながっている部分があります。3回ですか、4回ですか、回数が少なくて、12月中にとりまとめということですので、できるだけ都市計画の制度の枠組みとして、何に着目して議論していったらいいのかということ事務局であらかじめ御整理いただいて議論していかないと、着地点がちゃんと見つかるのかどうか若干、私は部会長として心配しているところがございますので、是非、委員の皆様もそういう観点からいろいろ御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

C臨時委員 今もお話が出ていましたけれども、特に中心市街地の衰退の問題は、非常に農業と関係があると思っております。土地利用の問題、それから、中心市街地が衰退することは逆に言うと農業経営の廃止につながったり、景観の衰退につながったりしているわけです。実態を把握した議論ではなく、上っ面の議論ではだめじゃないかという気がしているんです。そうしますと、土地の線引きの問題も含めて、世の中は規制緩和の時代ですけども、土地利用についての規制強化も含めて、こういうところで検討できるのか、できないのか。むしろ私は、土地の利用については、かなりの規制をしていかないと地価の問題も解決できないし、そういう規制の強化もできなとなりますと、市場経済ですべて動いてしまうということになると、今までと同じではないかという気がしますので、そういう規制強化、特に、土地利用の規制強化、資源に対する規制強化みたいなものを念頭に置いて議論していただきたいという気がします。

部会長 それは御意見として承っておきます。

中心市街地の再生の議論として事務局の用意したフレーズは、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地の都市機能の集積誘導施策という言葉が出ております。その中で、広域的な都市機能の規制誘導ということが入っておりますから、委員の規制の議論は我々部会としても受け止めて議論していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

します。ほかに、いかがでしょうか。

B委員 今回の都市計画部会における今後の検討方向ということで、幾つもの問題が提起されまして、その中で中心市街地の問題を最初というお話だったと思うんですが、全体の都市計画部会の中での検討の方向について意見を述べさせていただきたいと思いません。

この議論の進め方の中で、やはり地域の特性によってかなり問題の表れ方というのは違ってくると思いますので、東京のような大都市の中心部の場合と地方の中心都市の場合と、あるいは一般の地方都市の場合とか、そういった形である程度意識して整理した上で議論していかないと、大都市の中心部を想定した場合の議論と地方都市を想定した場合の議論では、同じ問題についてもかなり意見がかみ合わない場合があると思いますので、その辺を是非整理しながら議論を進めていくようお願いしたいと思います。

例えば、今回の検討方向で提起された論点で見ましても、コンパクトシティについても勿論ある程度小ぢんまりとまとめていくという考え方もありますけれども、一方では、大ロンドン市の場合のように、グリーンベルトを侵さないという意味で使う場合もあるし、サステイナブル何々という場合の持続可能性についても、環境との関係で論じられる場合もあるし、むしろ都市活動自体の持続可能性の問題として論じる場合もあるわけですので、そこら辺は整理していく必要があるのではないかと。

防災についても、かなり数字が出ていましたが、平成 16 年度の災害についても、土砂災害の場合と首都圏の直下地震を想定した場合の木造密集地をどうするかという問題とは、また全然違った問題があると思うんです。そういった意味で、今回早急ということで提起された中心市街地の問題を考えても、中心市街地と一口に言っても、県庁所在地の場合と大都市の住宅地やコミュニティの場合とか、地方都市の場合といった町の規模だとか位置だとか人口規模によって、かなり問題が変わってくる。それは業種によっても変わってきます。最寄り品中心の中心市街地の場合と、買回り品中心の場合あるいは両方ある場合だとか、そういった地域特性によって違ってくるということがあると思うんです。

中心市街地については、今回資料 4 - 2 の 14 ページに茂原の例がありますけれども、これは都市計画部会にとっては実にするどい指摘を受けたというか、説得力のある、この 1 枚が非常に雄弁に物語っている問題があると思うんですけれども、この都市計画に対して大きな影響を与える機能が、用途の白地地域に大量に存在してしまうということは、中心市街地活性化法を施行するこのプロジェクトを進めていく過程で、更に鮮明に明らかになった問題だと思うんですけれども、これはやはり今までの都市計画区域とか用途地域の考え方が、今の時代から言うと、更にもっと広域的に広げて考えていかなければならないということ非常に説得力を持って示していると思うので、これは都市計画部会としては深刻に受け止めて、これに対する対応策を早急に考えていくということが必要だと思います。

部会長 ありがとうございます。ほかに、御意見どうぞ。

H委員 都市計画ということで長期的に非常に大きな影響、特に、住民の方々の生活に与えるということは予測できることですので、できるだけ早い段階からなるべく住民の方々に積極的に情報を開示していったら、住み替えなりあるいは移転といったものがス

ムーズに行われるようにしていただければと思います。ある規制が掛かった途端に、そういうことを知らないで家を買ってしまって、実際に買ったところは公共サービスも非常に不足しているし、非常に生活に困ってしまうと。ところが、実際に家を売って住み替えようかと思うと、逆に地価が下がってしまって、住み替えても損でどうしようもないと、そういうような状況に送られてしまうことが多いので、やはりこういう重要なことは積極的に早い段階から、潜在的な住民の方々に対しても広くお示しいただいて、やることはやる、これはやらないよということをはっきり明示する必要があると思うんです。人口が増えたから小学校をつくっていくというふうに、どんどん公共サービスの方も附随して広がってしまうと、まさにコンパクトシティということが守られないということがありますので、早い段階からこういう会議でやることとやらないことをきっちり住民の方に示していくということは、十分注意していただきたいなと思います。

部会長 基本的なメッセージを国民・市民に早く出していった方がいいだろうという御意見ですね。ほかにございますか。

I臨時委員 先ほど来、人口が増えない中で広域的な調整が要するという議論が出ているんですが、今般の国土形成促進法でしたか、あのときの審議の中では、そういう広域調整の議論というのが出たのでしょうか。何か既にそういう議論がされていれば教えていただきたいと思います。

事務局 国土形成計画法で今やろうとしているのは、国全体の計画とブロックの計画でございます、東北とか関東といったレベルなので、今回の中心市街地は、広域といってももうちょっと小さな前橋都市圏といったレベルの広域性、勿論、国土形成計画の下に都市計画もあるわけでございますから、当然リンクはしてくると思いますが、もう少し小さな広域性、都市圏としての広域的な規制誘導施策ではないかと思っております。

部会長 よろしいですか。ほかにございますか。

かなり時間を前の分科会の方で余していただいたので少し議論ができましたけれども、そろそろ部会としての時間切れに来てございます。次の部会が用意されてございますので、今日いろいろ御意見をいただきましたが、そういう御意見をベースに、先ほど資料にございましたように、中心市街地の関係につきまして、中心市街地再生小委員会を設置して、そこで議論するという御同意いただけるようでしたら、それをもちまして、この部会を閉じたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

部会長 小委員会に属する委員あるいは臨時委員の選任につきましては、申し訳ございませんが、私に一任していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第7回都市計画部会を終了させていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

事務局 部会長、どうもありがとうございました。

(3) 歴史的風土部会

事務局 それでは、皆様大変恐縮ですが、更に引き続いて、第9回の歴史的風土部会に進ませていただきます。

本日の歴史的風土部会の委員及び臨時委員の方でございますが、16名中8名の御出席をいただいております。定足数を満たしているということを御報告いたします。

部会長の互選、部会長代理の指名

それでは、こちらにおきましても、まず最初に、部会長の選任と部会長代理の指名をお願いいたしたいと思っております。歴史的風土部会の部会長の御推薦をどなたかお願いできますでしょうか。

「臨時委員 部会長の件でございますが、私といたしましては、歴史的風土審議会の時代からずっと専門委員でやっていただいております越澤委員に、勿論、歴史的風土に関する識見も高いものをお持ちですので、部会長に推薦したいということで提案させていただきます。」

事務局 ただいま、「臨時委員の方から越澤先生にという御推薦がございましたが、皆様御意見いかがでございますでしょうか。」

〔「異議なし」と声あり〕

事務局 それでは、御異議ないということでございますので、越澤委員に部会長をお願いいたしたいと思っております。

それでは、部会長席の方にお移りいただけますでしょうか。

〔越澤委員、部会長席へ〕

事務局 それでは、これからの議事進行は越澤部会長からよろしくお願いいたします。

部会長 越澤でございます。よろしくお願いいたします。

早速、お手元の議事次第に従いまして議事に入りたいと思っておりますが、ちょうど今、会場の時計で15分をちょっと過ぎておりますけれども、一応50分ぐらいをめどで議事を終えたいと思っております。そういうことで、事務局からまず御説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私うっかりしていました。申し訳ございません。私の職務を1つ忘れておりました。まず、部会長が部会長代理を指名するというのが仕事ですので、早速ですが、本日欠席でございますが、上村委員をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いしたいと思っております。

新米の部会長で、1つミスをしまして申し訳ありません。以後、いろいろ御指導・御指摘よろしくお願いしたいと思っております。

今後の検討方向について

それでは、早速でございますが、今後の検討方向についてということが本日の議題でございますので、事務局から御説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 資料につきましては、資料5-1と資料5-2と資料5-3がございまして、資料5-1「歴史的風土部会における今後の検討方向について」、資料5-2「参考資料」及び報告事項といたしまして資料5-3がございまして、これらについて御説明いた

しますが、合同部会ということもございまして、古都保存行政の御紹介を兼ねまして、今後の審議等について御説明したいと思います。資料5 - 2を使って御説明いたします。

1枚目を開いていただきたいと思っております。古都保存法、正式には「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」と申しますが、この法律につきましては、ここに書いてありますとおり、我が国往時の政治・文化の中心として、歴史上重要な京都や奈良、鎌倉などの古都における歴史的風土を保存するために、昭和41年度に制度化されたものでございます。

2ページ目をお願いいたします。法制定の経緯ですが、高度経済成長期の急激な都市化の進展等に伴いまして、昭和30年代後半に全国的に宅地開発が進んだところでございます。京都、奈良、鎌倉におきましても、宅地開発等によりまして風致景観が損なわれまして、問題が顕在化した時期でございます。このため、文化人や市民団体による反対運動が非常に展開されまして、全国的にも関心と呼んだところでございます。しかしながら、当時は風致地区等の規制制度では対応に限界がありまして、当時の鎌倉市長が同様の問題を抱えておりました京都市と奈良市に新法の立法化の運動を呼び掛けまして、これらの運動や働き掛け等が法制定への原動力になって、昭和40年12月に議員立法として提案・可決され、昭和41年に公布・施行されたという経緯でございます。

3ページをお願いいたします。ここに載っております御谷騒動の御谷という名称につきましては、鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山の通称名でございます。鶴岡八幡宮の写真ですが、右手の方に平面図がございます。ちょうど鶴岡八幡宮の左側に黒で囲んだ部分が開発計画の問題が起きた場所でございます。この開発計画に対しまして、地元住民や市民団体、学者、僧侶等を巻き込んで反対運動が起きまして、財団法人の鎌倉風致保存会の設立や土地買収のための募金等が展開いたしまして、約1年にもわたる話し合いの結果、計画が縮小し、募金等による残地の買収等で決着したところでございます。この問題を通じて新法制定の必要性を感じた鎌倉市長が、先ほどご説明しましたとおり、京都市、奈良市に呼び掛けて、いろいろ運動を行ったというところでございます。

次に、4ページ目でございます。この歴史的風土の考え方ですが、古都法における、歴史的風土につきましては、この図にありますとおり、歴史的な建造物と遺跡等々それを取り巻く樹林等の自然的環境が一体となったことにおける伝統と文化を具現する、古都らしさを醸し出している地域というものを言っておるところでございます。このため、古都保存法では、個々の歴史的遺産とか建造物等の保全を直接目的とするというよりも、これらの歴史的遺産等が一体となって、古都らしい景観を形成している緑というものを適切に評価しまして、都市計画手法等による土地利用コントロールによって、その保全を図っていくことを主眼にしているというところでございます。

5ページでございます。古都保存法の仕組みでございますが、まず、その目的は、国民共有の資産である古都の歴史的風土を保存しまして、後世の国民に継承することでございます。また、その対象とする都市につきましても、政治・文化の中心等であり歴史上重要な地位を占めております京都市、奈良市、鎌倉市やその他、政令で定める都市を対象を限定しておるところでございます。

そして、国土交通大臣が関係地方公共団体や審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長と協議しまして、具体的な歴史的風土保存地区の指定や歴史的風土保存計画を

決定することとなっております。

次に、この計画に基づきまして、府や県、または政令市が都市計画に歴史的風土特別保存地区を定めることができるようになっておりまして、この地区につきましては、建築物の建築等につきまして、厳しい許可制によりまして現状凍結的な保存が可能となっているところでございます。

6 ページ目でございますが、具体的な指定状況はどうなっているかということでございますが、これまで歴史的風土保存地区につきましては 32 地区、約 2 万 2,500ha、特別保存地区につきましては 51 地区、約 8,300ha が指定されておるところでございます。

なお、明日香村につきましては、全村を保存対象としてありますので、住民の生活基盤の支援を含めて、別途に法律を設けておるところでございます。

次に、7 ページ目でございます。具体的な行為規制の運用状況とか土地の買入れ面積の状況ですが、歴史的風土保存区域の行為の届出件数は、1 万 8,590 件でございます。そのほか特別保存地区の申請件数や買取面積等が書いてありますが、これまで約 500ha を買い取りまして、事業費ベースでは約 770 億円というところでございます。

次に、8 ページでございます。以上が、古都保存行政の概要でございます。以降は、今後の審議をお願いしております古都保存行政の理念の全国展開につきまして、説明いたします。

このことにつきましては、本部会の前身でございます歴史的風土審議会の平成 10 年の意見具申におきまして、今後の古都行政に求められる課題といたしまして、古都を初め全国の都市における歴史的風土の保存の必要性があるとしまして、古都以外の都市における歴史的な風土の保存継承のための取り組みの推進や、新たな古都指定の可能性を検討すべきというような 4 つの項目について課題が整理されたところでございます。

9 ページ目でございますが、具体的な今後の古都保存行政に求められるものとしたしまして、古都で培われました歴史的風土の保存の理念と意義を広く全国に展開するために、新たな古都指定の検討を行うことや古都保存行政の理念の全国展開が今後必要であるというような趣旨をはじめ、4 つの提案をいただいたところでございます。これが、今後の古都における歴史的風土の保存の在り方の 3 というところに書かれておるところでございます。

これを受けまして、平成 15 年に「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」の諮問を行いまして、本部会の審議を経まして、平成 15 年 10 月 10 日に大津の古都指定が行われたところでございます。今後は、引き続き残されております課題でございます古都以外の都市への古都保存行政の理念の展開も御審議いただくということになっておるところでございます。

また、右に「社会情勢からの要請」と書いてありますが、この間、平成 15 年に閣議決定されました観光立国行動計画での地域文化財とか歴史的遺産等の位置付けや、景観緑三法の制定等に見られますように、地域における歴史的風土や歴史的景観の保存・活用ということに対して大変意識が高まっておりますので、関連する制度の拡充がなされてきているというところでございます。

10 ページでございます。それでは、具体的に古都以外でどんな取り組みが行われているかということで、今回、先進的な取り組みの事例といたしまして、萩市の例を挙げさ

せております。本日は、臨時委員として野村萩市長に御出席いただいておりますが、山口県の萩市におきましては、昭和 47 年より萩市歴史的景観保存条例を制定いたしまして、歴史的な町並み保存行政を積極的に進めておられます。この条例につきましては、文化財保護法の伝統的建造物群保存地区のモデルにもなっております、当時は、かなり先進的な内容だったということでございます。

また、この条例につきましては、平成 2 年に都市景観条例として拡充しております、住民によるまちづくり活動との協働等によりまして「萩まちじゅう博物館構想」を実践するなど、積極的な取り組みを進めておられるところでございます。

このように、萩市をはじめ全国の市町村でも歴史的風土を保存・活用して、歴史性に根ざした深みのあるまちづくりの展開がされてきているというところでございます。

11 ページ目でございますが、検討の視点といたしまして、以上のような古都保存行政の理念の全国展開の検討に当たりましては、資料 5 - 1 を見ていただきたいんですが、1 ページ目をお開きいただきたいと思います。その下のところに検討内容といたしまして、1 つは、古都以外の地域におけます歴史的風土の保存・活用の状況とか、制度等の活用状況を把握いたしまして、歴史的風土を活用したまちづくりや地域づくりの在り方を検討して、具体的な施策展開や、施策の展開に必要な国の施策なり、支援の在り方について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、資料 5 - 2 の 11 ページにお戻りいただければと思いますが、このページでございます写真を左上段から御説明いたしますと、萩城のお堀と石垣の写真、次は倉敷の伝建地区及び美観地区でございます。また、次の花見の風景は上野公園で、その次は、浅草の朝顔市でございます。下の写真を左から申しますと、秩父の地歌舞伎の写真で、次の庭の写真は、滋賀県の水口町の大池寺の庭園でございます。そして、このお祭りは浅草の三社祭で、一番最後の写真は、遠野の曲家の写真でございます。これらのように地域の歴史・風土に根ざした伝統的な行事とか技術、または技能等を保全しながら、あるいは再生・復活などをしながら、地域文化のまちづくりの核にしているような事例や市民参加の仕組みなどを検討しながら、歴史的遺産の保全・活用のみならず、広い視点で検討いたしまして、部会の論議の結果を踏まえまして、国土交通省としてどのような支援が可能か検討してまいりたいと考えておるところでございます。

ここまでが今後の展開方針でございますが、続きまして、資料 5 - 3 の報告事項につきましても、併せて説明いたします。

これにつきましては、明日香村におけます歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関します特別措置法と、同法施行令の一部の改正についてでございます。

1 枚目を開いていただきたいと思いますが、ここに概要が書かれておりますが、明日香法につきましては、国土交通大臣が決定いたします整備基本方針に基づきまして、奈良県知事が整備計画を作成しまして、生活環境等の基盤整備事業を行っておるところでございます。

このうち明日香村が国・県の負担金とか補助金の交付を受けて行う事業の中で、明日香法の 5 条に定める事業、これは資料の 3 ページ目をお開きいただければと思います。下のところに第 5 条がございますが、そこに施設の整備に関する事業といたしまして、イの道路から農業関係の施設まで掲げておりますが、これらにつきましては、特定事業

と一応呼んでおりますが、この事業につきましては、国庫補助率のかさ上げを行っておるところでございます。今回、国の補助金の合理化等に伴いまして、一部の特定事業に係る補助金が廃止されまして、これが交付金化されることになりました。このため、所要の改正を行いまして、引き続きかさ上げ措置が行われるように対応したものでございます。

1ページ目に戻りますが、具体的な内容でございます。中段の枠組みに困ってあるとおり、まず、明日香法を一部改正いたしまして、交付金事業を特定事業に含めまして、政令で定める交付金につきましては、補助金または負担金とみなして特定事業と同じような国の負担割合を参酌しまして、交付金の額を算定する旨の規定をさせていただいております。

また、下の段でございますが、同法施行令を改正しまして、次世代育成支援対策交付金、これは保育所の整備事業等を対象にしている交付金でございます。

また、強い農業づくり交付金、これは農業の土地改良関係の事業でございますが、これらを位置付けしたところでございます。

以上、参考としまして2ページ目に、明日香の全体の体系及びかさ上げ制度の概要、最後に、法律の改正前後の対照表を添付させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、何か御質問・御意見等ございましたら、本日は合同部会ですので、どなたからでも結構ですので御発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

K委員 意見のような感じになるんですけども、社会資本整備審議会のいろいろなセクションがありますが、この歴史的風土部会というのは私の最も好きな部会の一つで、大変由来があって、美しくて、みんなが共通して守れるという価値観の共有みたいなものがあると思うんですね。目指すところは大体こんな感じというのがあると思うんです。日本人として、それなりに歴史認識なども共通に持っているところなので、そういう意味で古都保存行政の理念というものを全国展開されるというのは非常に素晴らしいと思いますか、是非やっていただきたいと思っているんです。

ただ、そのときに、全国展開はいいんですけども、これは単にスポット的に全国展開という、非常に狭いエリアでもって古都っぽいところみたいなものをちょっとずつ保存していくということに多分とどまらず、町とか人が住むエリアというものをどういうふう美しくつくっていったらいいのかという意味で、理念的にも観念としても全国展開していくという部分が多分あるのだと思うんです。そういう意味で、非常に射程も広いし、奥行きのある政策展開が緒につくのかなということで、大変期待しているところでございます。

そういうことを考えていきますと、ちょっと部会が違うんですけども、都市計画部会の方と話が当然重なってくるところがあったわけですが、ここで言っているのかよくわからないんですが、諮問がそもそも新しい時代の都市計画はいかにあるべきかという話で、幾つか要素が出ておりました。全体として安心・安全とか、美しい都市空間みたいなものをつくらうというのは、要素としてはバラバラにあるような感じはするだけ

れども、全体として、では、どういう都市をつくるのかとか、そういうものを国としてはコンセプトを持っているのか、持っていないのか、手続としてそれだけ価値的にもニュートラルに法的なインフラ整備をしていくということにとどまっているのかなという感じが少しして、つかみどころがないなと思いながら伺っていたんです。何が言いたいかといいますと、もう一つの部会の方は、是非、古都保存行政の一つの模範としていいですか、そういう形で質的にも量的にも、もう少し共通のコンセプトがみんなで作るようになっていかないと、何となく経済マターとか政治マターというところで話が動いていくのかもしれないけれども、全体として理念が動いていくという感じがしないなと思っております。意見ということです。

部会長 今、2つ御指摘がございましたが、1つは、今後の歴史的風土部会の審議の中で、地域対象、それから、全体の理念をどうするのかと、2つ御指摘だったと思いますので、その議論の中で深めていければよろしいかと思いますが、もう一つは、都市計画部会の議論のことも御指摘がありました。これについては、いかがいたしますか。

都市・地域整備局長 同じようなテーマがそれぞれの部会に掛かっているわけですが、まず、やはり歴史的風土部会でいろいろ今までの蓄積もございますので、議論していただくということではないかと思えます。

それから、全体のビジョンについては、都市再生のビジョンで一応そういうコンセプト的なところはやっていただいたというのが私たちの頭の整理で、今回はそれを制度として切り口をそれぞれつけて、制度としてビジョンをどう実現するのかという部品を整備していただきたいというのが、一番の大きなお願いです。

部会長 そういう事務局としての要請があるということで、それについては今後、都市計画部会の審議の中で、またお考えいただくということでよろしいでしょうか。

K委員 部品をつくりながら、やはり常に元に戻って、どういう町が、人間が住むところとしてどこがいいのかなという話は、当然出てくるということですよ。

部会長 何か補足でお答えになりますか。よろしいですか。

そういう御指摘があったということで、是非よろしくお願いしたいと思います。

ほかに、どなたか御発言ございますか。今日は、わざわざ萩市長さんがおいでになっていますし、また、萩市の資料が出ていましたので、萩市長さん、何か補足でございましたら、是非御発言等いただければと思いますが。

L臨時委員 こういう形で私どもの事例を取り上げていただきまして、今、古都、例えば鎌倉、京都、奈良の周辺の部分、こういう形で今まで我々から見ますと本当にすごいらやましいスキームだなと思いつつながら、私どもは細々と、皆それぞれ担当者がどうやったらこれを守れるか、それを非常に力が弱くて、財政的な裏付けも余りない中で、しかし、何とかそれぞれの地域の皆さんが自分たちの町に誇りを持ち、何とかこれを残していきたいという、自分たちの地域の宝物だということで細々とやっております。この細々とやっているものは、いろいろな意味でスキームを古都保存法のような、いろいろな意味での裏打ちをやっていただくと、それこそみんな元気が出る。そういった町は全国にたくさんあるはずだろうということで、一方では伝建地区ということで、文化庁の予算で措置いただきいろいろなことをやっているのですが、是非こういった一つのまちづくりという観点で取り上げていただき、こういったことをそれぞれの地域、

特性はさっきありましたようにみんな違うと思いますけれども、特性を生かしながら、今全国で次第に失われつつある歴史的景観を含めた地域の特性を何とかここで、この時代でまだ何か守っていけば守っていけるはずだと思いますので、こういうことをテーマに取り上げていただいたことを本当にうれしく、皆さんに感謝したいと思います。

部会長 ありがとうございます。事務局から何か御発言等ございますか。

事務局 萩市につきましては、一度私どもの担当の方もお邪魔しまして、市長さんも含めまして、いろいろと調査させていただきまして、既存制度を非常にうまく活用して、一生懸命保全・活用されていると聞いております。その中で、感じましたのは、まちづくりの行政の考え方がかなり市民の皆様にしっかり浸透されていて、保存している施設を、市民の皆さんがボランティア活動で、観光客の皆さんにサービスを提供していることでございます。それも、肩肘張っているのではなくて、生活の一部になじんでいるというか、町自体が史跡を守るという意識が非常に出ていて感じております。その辺の仕組みとか秘訣は何だろうかとか、その辺を我々も勉強していければと思っておりますので、また今後ともよろしくお願い申し上げます。

部会長 ありがとうございます。ほかに、どなたか御意見・御質問ございますか。

「臨時委員 今、局長の方から、部品というお話がありましたが、都市計画もそうだし、古都保存の方もそういうことだと思うんですね。今後、展開していく上でどういうふうにしていくかという。室長の方から今話があった、部品を考えるには往々にして国交省の場合は、ハード的なところは多いんだけど、萩市の例で説明されたように、市民の結束といいますか、それを守っていこうといういわばソフトの部分が非常に重要だと。こういう法律をつくるときに、そういうソフト部分をどう組み込むかというのが、国交省での法律とか制度を考える上で非常に重要になってくるのではないかと。往々にしてソフト面は其方退けになっているという場合が、これまでなきにしもあらずではなかったかという気がしております、それを十分に入れ込むようなことを考えていきたいなと私は思っておりますが、これは意見です。

それから、もう一つは、市民の皆さんに守ろうという気概が起こって来ても、苦勞してでもそれをやってこられた行政間でうまくいなくて、結局つぶれてしまうということがあるのではないかと。典型的な例で申しますと、国交省で今やっていただいております明日香の制度とか、国営公園。その中で極めて重要な高松塚をぶっ壊してしまうわけですね。あれは文化庁の所管になるのでしょうか。市民とか村民の皆様は現地保存というのを盛んに言っておられるんですけども、文化庁がどこかへ持って行って研究するなり保存するなりと言っている。それは行政の問題として非常に由々しき問題じゃないかなと思っております。このことに対して、本部会がどう考えておけばいいのか、あるいは国交省はどう考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

部会長 では、これについては事務局でお願いします。

事務局 去る 27 日に文化庁で開催されました保存対策検討委員会において、石棺解体によって壁画の修復を行う旨が決定されたという、我々も新聞報道レベルしか承知しておりません、詳細については本日、文化庁さんからも御出席いただいているので、できれば御説明いただければと思います。

それと、私ども国営公園で飛鳥歴史公園がございまして、そこは昭和 45 年の閣議決

定に基づきまして、高松塚古墳とか甘樫丘、石舞台など国が直轄で整備を行っておりまして、その高松塚地区周辺では古墳で発見されました石棺の模型とか、また、壁画の模写等を展示・再現しております。年間 16 万人のお客様がございます。私どもとしては、実際の壁画の保存という問題については、非常に技術的な問題もございますし、非常に貴重な文化財でもございますのでコメントする立場ではございませんが、国営公園とも関連が深いので、今後とも情報交換を密にして、今の時点では注意深く見守っていくという姿勢でいきたいと思っております。できれば文化庁さんからもお答えいただければと思います。

部会長 文化庁の方、もし御発言いただけるのでしたらしていただきたいと思いますが、場合によっては、まず前提として実は国営公園があって、それから、その中の国の史跡として古墳があるとか全体の背景説明があり、まず、それが理解できないと、本日、残念ながら壁画がああなっている事態を御報告いただいても、そこだけ断片でとらえるのはやはりよくないと思いますので、むしろ、ある程度文化庁と御相談いただいて、重要な場所で国営公園として整備してきた場所ですから、分科会の委員として知りたい内容について適宜取捨選択して、後日資料でも御提供していただく方がよろしいのではないと思いますが、いかがでしょうか。文化庁としての御意見は、まさに同時並行で進んでいますので、資料なしに御説明いただいても多分、十分に意思が伝わらないのではないかと思います。もし、積極的に御発言なさりたいのであれば別ですが、いかがいたしますか。後日併せて、本来の歴史的風土部会との所管でいいますと、古都保存行政となおかつ高松塚古墳ということで、少し資料を整理していただいた方が全体としては理解できると思いますので、そういう形をお願いできればと思いますが、いかがですか。

J 臨時委員 ちょっと発言させてください。誤解があったらいかんので申し上げたいんですけども、壁画を保存するためにどうのこうの、壁画をどうのこうのと言っているんじゃないんです。古都保存とか歴史的風土というのは心の問題なので、高松塚の極彩色の壁画があり、その古墳があるということが風土として重要だということを私は申し上げたいんです。その壁画を守るために古墳をつぶすことになってしまうわけですね。壁画の中身の問題よりも、その古墳をつぶすということが、心の問題として重要だということを私は申し上げたいということなんです。

部会長 今の委員の御発言は議事録に残りますし、それは十分わかりますが、私としては別の機会にきちんと御説明いただくという方が、文化庁の方にとってもよろしいのではないかと思います。私の提案はそういうことでよろしいですか。

J 臨時委員 はい。

部会長 ありがとうございます。それ以外に何か、御発言・御質問等ございますか。

K 臨時委員 古都保存の行政に関して、景観緑三法との関係が私はまだよくわかっていないんです。先ほどの都市計画部会の中では、景観緑三法の問題と古都保存の問題が比較的最後の方でしっかりと位置付けられているというように見えたんですけども、古都保存行政の中で景観緑三法というのが、今のところ社会的なバックグラウンドとしてしかこの中で位置付けられていないように見えます。この辺り、もう少し詳しく御説明あるいは将来の方向性も含めて、少し御説明いただければと思うんですけども。

部会長 これは、やはり大きなテーマなので、ごく短く簡潔に御説明をお願いします。

事務局 古都保存行政法につきまして対象が限定されますし、全国展開となりますと景観法とか、例えば、都市緑地法も今回改正されまして、緑地保全地域ができましたし、そういう既存制度をうまく活用することで、歴史的なまちづくりに資することになると考えておりますので、これらの施策をどんどん活用する形で進められると思われま。古都保存法については、地域が完全に限定されておりますので、一応それは分けて対応していきたいと考えております。

ただ、古都保存の掛かっているところにつきましても、緑地部分が中心でございますので、町の中の部分については、景観法を指定することで古都保存の対象の都市についても活用できるんじゃないかと考えます。

K臨時委員 景観緑三法というのは、たしか都市計画区域外も全部対象として含めていますよね。ですから、恐らく古都保存法の理念の全国展開といったときに、とても強力なツールになるんじゃないかと、私はすごく単純に考えたんですけども、今の御説明を聞いていますと、やはりあくまでも古都保存のエリアの点的な指定を拡大していくということと理解してよろしいですか。

部会長 多分、事務局の方は控えめに、もともと古都保存法の運用のためにつくられた審議会ですから、そうお答えになっていると思いますが、実はもともと今回の諮問をしている理由は、古都については、先ほどあった御谷騒動という日本の古都の4地域に対する開発が及び、緊急避難的に当時議員立法で行われたわけで、つまり市街地の周囲について開発からいかに古都を守るかというのが法律の趣旨だったわけですね。それについては、かなり成果を果たしてきたと思います。

現在、実はこの課題となっていますのは、1つは、むしろここにありますように、古都以外の地域という言い方をしています。ということは当然、市街地も入っていますし、背後も全部入るわけですね。その全体の町並みとか景観とか風土とか緑とかあるいは文化とか、そういうものをどうしたらいいかということが、今回の諮問のもともとの背景になっていまして、それで全国展開という意味は、地域のこともあれば、当然ながら、かねてから古都保存区域というのはもともと開発から守る周囲の山を指定していますので、では、市街地の町並みはどうするのか。それは当然、都市計画法制度の運用・連携が必要だということを従来から議論されていたわけで、それに実は今回、景観法が指定されたから、その景観法をいかに運用するかというのは非常に大きな手段ができたということで、その知恵出しが求められているのが、この部会の役割だと思います。ですから、当然ながら歴史的風土部会で議論したことが、最後は都市計画制度のいかにそれを使いこなして応援していただくかというのがどうしても必要でありますので、歴史的風土部会だけの議論では最後は収まらない部分がありますから、今回、都市計画部会の中で最後それを受けて、都市計画法制としてそれを受け止めてくれるという意思があるということが今回の諮問でわかりましたので、歴史的風土部会は安心してそういう議論をして、同じ都市計画・歴史的風土分科会の中での審議会ですから、途中でちょっとここまでは受け切れないという議論が出るかもしれませんが、歴史的風土部会は安心してそういう議論をこれからしたいと。

それで、実は、今日の都市計画部会の中で、中心市街地の活性化が大変緊急であるので、まず、そのことを取り扱うということがございました。それから、先ほど局長のご

あいさつでも、歴史的な町並み、都市については、一回まず歴史的風土部会で議論してほしいという御指摘もありました。それから、先ほど小林都市計画部会長からも歴史的な地方都市をどうするんですかという御指摘もありまして、そこで、事務局の方々にお願いですが、同じ局内でやっているせっかくの同じ部会ですので、上手に審議の連携プレーをとるとというのが多分重要だと思いますので、今回の都市計画部会で答申いただいている中の一つ例えば、中心市街地でも特に歴史的な城下町とか宿場町、寺内町の街並みの中心市街地の活性化と、恐らくそういう地方都市での歴史的な風土をどう生かして、新しい21世紀の都市をつくるかといううは非常に関係があると思うんです。ですから、そういうことは歴史的風土部会でどこまで議論するか、あるいは都市計画部会でどこまで受けてくれるかということをして是非、事務局としても少し御検討いただいて、我々はその中で委員として自由闊達に議論するということが多分求められることだと思います。

それから、もう一つは、安全・安心ということもございまして、近年、災害で随分文化財が破壊されております。鎌倉も崖崩れが起きていますし、たしか巖島神社が浸水していますね。それから、もともと火災で町屋が焼けてしまうというおそれもあるわけで、ですから、やはり防災という問題と歴史的な町並み、文化財の保存をどうするかということもいろいろ関係あると思いますので、私どもとしましては、当然ながら今日、資料5-1にあります検討内容というものを今後引き続き進めていくのが役割だと思いますが、その中の従来は開発に対するいかに保全するかという視点が非常に強かったものですから、21世紀になりますと、安全・安心とかいろいろな中心市街地をどうするかということも含めながら、歴史的風土の理念の全国展開を考えるというのが多分、役割ではないかと思いますが、そこら辺、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局 確かに、歴史的な資産とかそういうものの保全という意味では、防災という観点非常に重要だと考えますので、今後の審議の中でその辺を十分踏まえて、いろいろ検討していただければと思っております。よろしくお願いたします。

M臨時委員 今の部会長のお話を伺っていると、一番如実に示しているのは京都市だと思うんです。京都市の特に町の中心部、木屋町界隈の景観の破壊というものは目に余るものであります。あの場所は、実は近代日本の形成に重要な意味を持ったところなのでありますけれども、その場所が今や治安上、観光上もすべてだめになってしまっているわけです。その主たる原因は、京都市は今、人口の減少した小学校を廃校しているわけですが、小学校を廃校したために風俗営業が出てきて観光客が寄りつかなくなった、まさにこれは市街の中心部の活性ではなくて破壊に導いたものだろうと思うんです。

そういうこともありますので、是非ともこういう検討の中で、京都市の木屋町界隈をケーススタディに入れていただきたいと思えます。

部会長 ありがとうございます。そういう御指摘もありましたので、そのことも含めて、今後の歴史的風土部会の検討事項の具体的なところとかケーススタディの場所については、是非、今の各委員の御発言も踏まえて御検討いただければと思えます。

そろそろ時間もまいっておりますので、今日事務局から御提案がありました資料5-1の1ページ目でございますが、検討内容が3項目ございます。まず、これについては、今後我々の部会、歴史的風土部会で引き続き検討を続けるということでよろしゅうござ

いますか。そのために、従来、明日香の問題につきましても、小委員会を設けまして新たに専門委員の先生を加えまして集中的に議論しましたので、今回の3点の検討課題についても同様に小委員会を設置したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。その小委員会の委員・臨時委員、新たに任命する専門委員の選任につきましても、誠に恐縮ですが、部会長の私に御一任をお願いできればと思いますが、それも併せてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

部会長 ありがとうございます。

それでは、多少、私の議事進行が不慣れでございまして、少し時間が延びておりまして大変申し訳ございませんが、以上で本日の歴史的風土部会の審議を終了したいと思います。最後に、都市・地域整備局長から委員の皆様にごあいさつがあると伺っておりますので、よろしく願い申し上げます。

都市・地域整備局長 先生方、長時間どうもありがとうございました。本日新しい都市計画制度のあり方という非常に大きな構えの諮問をさせていただきました。政治的には中心市街地の活性化が今一番大きな問題で、これを年末までに一つの方向を出していただかなくてはいけないんですが、実は今問われていることは、都市計画制度にとっては非常に危機的な状況を意味しているのではないかと感じております。

少し誇張して言うと、先ほど茂原の例をごらんいただきましたけれども、「日本には都市計画がないのではないか」ということが今、世間の非常に大きな声になっております。特に、経済界の方から、まちづくり基本法をつくれという声が上がっています。経団連は、美しいまちづくりをするためのまちづくり基本法をつくれ。それから、日本商工会議所等商工関係の方々も、まさに中心市街地のためにまちづくりの基本法をつくれということをおっしゃっているわけです。まちづくり基本法というのは、まさに都市計画法ではないかというのが私たちの立場ですが、世間の皆様から見ると、今の都市計画法は、まず、農地の問題を何も考えていない、それから、住宅の問題を考えていない、景観の問題を考えていない、それから、典型的な商業施設である大型店が商業地域外にどんどん立地する、都市計画決定された街路が50年間放置されている等々、本当に日本に都市計画はあるんですかということが今、我々に問われている、これが第1点でございます。

それから、2つ目は、思わぬ方向と申しますか、大きなチャレンジが司法というか裁判所の方から突きつけられてきております。小田急の連続立体、圏央道、それから、目黒の公園等々、地裁のレベルでございすけれども、行政側が次々と負ける。我々の受け止め方は、これは特定のちょっと変わった裁判官が変な判決を出しているという受け止め方で来ていまして、「気にしない、気にしない」という感じだったんですが、どうも行政学会のお偉い先生から改革派の先生まで含めて、それは間違いじゃないかということで、先ほど申し上げました都市計画の制度自体に対する批判と、都市計画の実務に対する両方の批判に直面しているという感じがするわけでございます。

大正8年に昔の都市計画法ができて、その50年後の昭和43年に今の都市計画法ができました。それから、ほぼ40年経っておりまして、そういう目で見ると、今の都市計画法というのは寿命が尽きつつあるのではないかと。中心市街地の課題が非常に重要だと

いうことを申し上げましたが、実は中心市街地の問題は、まさに今の都市計画制度のいろいろな問題が凝縮されてきておりますので、その特殊解を解いていただくと同時に、その先への一般的な枠組みの再構築ということが必要ではないか。今の都市計画法は、宅地審議会で6次答申という形で何年にもわたって御審議いただいて、今の都市計画法ができたわけですが、それから40年経っているということです。

話が長くなって恐縮なんですけれども、3点事務局なりの問題意識、これは今後、まず小委員会で御議論いただきたいと思うんですが3点ございます。

1つは、景観法というものができまして、裁量的な部分に都市計画が踏み込むことになりました。今までの日本の都市計画というのは、最低限の規制で来ましたから最低限の街しかできないという実態で、これを何とかしなくてはいけないというのが景観法のきっかけだったわけでございます。日本の都市計画というのは、実は規制は緩いんですが、極めて硬直的で、これが民間の方から見ると都市計画なんかやめてしまえという声にもつながると。柔軟性を欠いた都市計画は根こそぎ倒される結果になってしまうと思っております。この裁量性の拡大というものが重要ではないかと思っております。

しかしながら、そうすると、実は3つ問題があります。1つは、先ほど御指摘もありましたけれども、住民参加と申しますか、行政の裁量性を正当化するための事前の合意でございますとか、事後の司法的な救済というものと一つパッケージになっていくと思っております。

それから、2つ目は、やはり公共団体の方々の能力ということがあると思っております。これをどうやって向上させていくか。

それから、役所がイニシアチブを独占すると民間が困ってしまうという問題があります。これをどのように解決するか。裁量性の拡大ということを目指すと、幾つもクリアしなければいけないハードルが出てくると思っております。

それから、大きな2つ目は農地の問題です。実は今までの都市計画というのは、とにかく毎年100万人人口が増える、それが大都市に集中すると、それを何とかしなくてはいけないということで、開発推進型だったんです。今までは農地が強力なディフェンスを敷いていてくれたんですが、このディフェンスが規制緩和とかありまして弱くなってきているというのが、今の一つの大きな構造的な問題ではないかと思っております。

それから、先ほど合併のお話もございましたけれども、具体的な問題として今、我々に突きつけられているのが、例えば、合併して政令市になると、静岡市、浜松市が宅地並み課税の対象になるというんですね。そんなことはもともと考えていなかったんですけれども、制度をそのまま適用すると自然になってしまうということで、農地をつぶして宅地化をどんどん進める政策を引き続き続けるのかどうかということが一つ大きなテーマになります。これは結局、線引きをどうするのかという話につながりますし、線引きをやめるとなれば、線引きをやめた後の計画的コントロールをどうするんだと、これまたずっと話が大きな束になって検討が必要になってくる部分でございます。

韓国では最近、国土利用管理法と都市計画法を一体化して、土地ごとに電子情報化してというような、今まで韓国というのは日本の制度をモデルとしてこられたんですけれども、我々が立ち止まっている間にどんどん追い抜いていってしまうというような状況にあります。今の国土利用計画法では5つの土地利用地域がありますが、これが

ほとんど機能しないと言われる中で、農地の話を軸に、こちら辺にも都市計画行政の一つの大きな転換点があるかと思えます。

最後に、広域行政と地方分権も大変大きな話でございます。イギリスでは、1990年に大規模な店舗については国に届出義務を課して、それに国が介入できるということで、振り子が一遍右に振れたのが左に戻るというような動きもございまして、我が国でそこまで行くかという話はございますが、分権は分権として、やはり広域的な問題をどう取り組むかというようなことがございます。

ということで、この新しい都市計画制度はいかにあるべきかというのは大変大きなテーマでございまして、フィンランドでは30年ぐらい議論して、ようやく2000年に新しい法律ができましたけれども、30年というのはちょっと長すぎるとしても、やはりある程度時間をかけて幅広いテーマについては是非御審議いただいて、今の都市計画法を抜本的に見直すような方向を出していただきたい、これが事務局からのお願いでございます。

若干長くなりましたが、本日はどうもありがとうございました。

部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして会議を終了させていただきたいと思いますが、長時間にわたり委員の皆様には御審議をいただいて、ありがとうございましたと申し上げると同時に、局長からありました長時間の御決意を御説明いただきまして、これはしかと議事録に、我々委員の発言は委員の名前が載りませんが、局長は載りますので、歴史的な文書として今日は載ったということで、その後は我々の2つの小委員会が同時に動きますので、責務が大きいということですので、我々委員一堂しっかりやらせていただきたいと思えます。

本来は、部会長が最後のあいさつをされることが多いと思うのですが、お帰りになりましたので、それはまた今後の小委員会の中で多分リードしていただけたと思えますので、歴史的風土部会も淡々と同時並行で進めたいと思えます。連携プレーの仕方については、是非事務局から御提案いただいて、また、我々委員一堂しっかり頑張りたいと思えます。本日は、長時間どうもありがとうございました。

閉 会